

米子市地域学校協働活動推進員 スマートフォン端末貸借等業務仕様書

1 目的

コミュニティ・スクール推進事業において、学校と地域のコーディネーターとしての業務を円滑に実施できるよう、本市の地域学校協働活動推進員に業務用スマートフォン端末を配置する。

2 件名

米子市地域学校協働活動推進員スマートフォン端末貸借及び通信サービス利用等業務

3 契約期間

契約の日から令和8年12月31日まで

4 貸借期間

令和6年1月1日から令和8年12月31日まで（36か月）

5 スマートフォン等物件仕様

(1) スマートフォン端末の納入

次のとおりスマートフォン端末を納入すること。附属品を含めて全て新品であること。

数量	21台 ただし、契約期間中に追加調達を依頼することがある。
端末仕様	① OS Android™ 12 以上 ② 内部ストレージ 64GB 以上 ③ メモリ 4GB 以上 ④ ディスプレイ 5.7 インチ前後 ⑤ 重量 200g 以下 ⑥ 通信機能 5G/LTE 対応 無線 LAN IEEE802.11a/b/g/n/ac 対応 Bluetooth5.1 以上 ⑦ バッテリー 3500mAh 以上 ⑧ 外部インターフェース USB Type-C ※ファイル転送及び充電ができること イヤホンジャック（マイク対応）を搭載していること microSD カードを使用できること ⑨ カメラ メインカメラ及びインカメラ搭載 ⑩ 色 指定なし

参考品	Galaxy A23 AQUOS wish2 SH-51C ※参考品以外の同等品でも可
附属品	① 充電器 21個
納入前作業	① 初期設定 ・初期設定に必要な事項は本市と協議の上、決定し、作業前に作業計画書を作成し提出する。 ② アプリケーションのインストール ・本市が指定するアプリケーションをインストールし、初期設定を行う。 ③ その他 ・端末管理台帳を作成し、各端末に管理番号等を記載したラベルを貼付すること。 なお、識別番号、ラベルの大きさ、位置等は協議の上、決定すること。 ・ケース、液晶保護フィルムを添付する。 ・通信サービスのSIMカードを挿入し、通信ができることを確認する。
納入に係る費用負担	スマートフォン端末を納入する際の、搬入・納品、設定及び動作確認に要する経費は、原則納入者の負担とすること。

(2) 音声・データ通信サービスの提供

次の使用を満たすデータ通信回線をスマートフォン端末に付与すること。

数量	21回線
仕様	① スマートフォン端末で利用可能な5G及びLTE通信方式で接続できるものとし、安定的に利用できること。 ② 1か月当たり1台に対して5GB以上のデータ通信量を含むこと。また、月間データ通信量が5GBまでは通信速度が制限されないこと。 ③ インターネット及びメール等を利用するために必要なプロバイダ契約を含めて提供すること。 ④ 通話料金は、定額制（かけ放題）とする。 ⑤ 管理者（米子市生涯学習課をいう。以下同じ）側から回線ごとに使用したデータ通信量の把握ができること。また、指定したデータ通信量に到達した場合、管理者に通知が届くこと。 ⑥ 主な利用場所において、本事業で整備する通信回線が利用不能または不安定であることにより、スマートフォン端末の利用に支障が生じる場合は、受注者は無償で電波改善策を講じること。
提供に係る費用負担	音声・データ通信に係る月額利用料を除く通信サービスの提供に係る事務手数料等は、原則提供者の負担とすること。

(3) モバイル端末管理サービス（MDM）の提供

管理者の負担を軽減させるため、以下の仕様を満たすモバイル端末管理サービス(MDM)を導入すること。また、各機能は管理者が実行できること。

数量	21 端末分
仕様	<p>① 管理者機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別なソフトウェアインストールを行う必要なく、インターネットに接続されたパソコンの Web ブラウザから、管理者が管理対象端末の状態を管理できること。 ・管理対象端末に異常を検知した際に自動通知する機能を有すること。 <p>② 管理機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・盗難、紛失時に管理者の遠隔操作により通信回線および端末の使用を停止及び解除出来ること。また、端末が圏外・電源 OFF などにより、ロックに失敗してもネットワークが自動で検知し、ロック出来ること。 ・盗難、紛失時に管理者の操作により通信回線およびスマートフォン端末の位置情報を把握できること。 ・管理者の操作により、システムから管理不能になった端末を検知できること。 ・管理者が遠隔でスマートフォン端末を初期化する(工場出荷時状態に戻す)ことができること。スマートフォン端末が圏外・電源 OFF などにより、初期化に失敗しても、通信可能になった際に、自動的に初期化出来ること。 ・管理者が端末の OS バージョン情報およびインストールされたアプリ情報を取得できること。 ・管理者の操作により管理対象端末へ一括して OS の更新、指定アプリのインストール及びアンインストールができること。 ・管理者以外による管理対象端末の OS の更新や新規アプリケーションのインストール、アンインストールを禁止できること。

(5) 運用保守、補償及び修理対応

- ① スマートフォン端末及び端末管理サービスに関する問合せに対応すること。
- ② 本市からの問合せに迅速に答えられるように体制を整えておくこと。
- ③ 通信障害が発生した場合は、障害を切り分け、速やかに障害への対応策を講じること。
- ④ スマートフォン端末については、水濡れ、全損、紛失、盗難、破損及び故障(以下、「故障等」という。)を補償範囲とする賃貸借期間中の製品保証サービスを付与すること。
- ⑤ 故障等対応時は、故障端末の状況により、良品交換のほか、必要であれば SIM カードの交換までを行うこととし、必要なアプリケーションの設定等を全て行った状態で提供すること。
- ⑥ モバイル端末管理サービスの利用・管理操作等に関する問い合わせを受け付けること。

(6) セキュリティ対策

- ① モバイル管理端末サービスでは、ID ごとにアクセス制御及び利用者権限の制御がなされ

ていること。

- ② 第三者による不正使用又は情報漏えいに対する十分なセキュリティ対策が講じられていること。

5 請求及び支払方法

- (1) 支払は、月額払いとし、適正な請求があった日から30日以内に支払うものとする。
- (2) 請求は、全てのスマートフォン端末に係る賃借料及び通信料、その他必要な経費を一括で請求とする。なお、スマートフォン端末等賃借料は、賃貸借期間（36か月）で分割した額とする。
- (3) 初期費用等の支払いが必要な場合は、初回支払月の賃借料と合わせて支払うものとする。
- (4) 請求書と併せて内訳及び回線ごとのデータ使用量が確認できる一覧を添付すること。

6 納品

- (1) 納品期限 令和5年12月28日（木）まで
- (2) 納品場所 米子市役所本庁4階 生涯学習課（米子市加茂町一丁目1番地）
- (3) その他 納品時に不要となる梱包材及びごみ等は持ち帰ること。

7 賃貸借満了時の取り扱い

- (1) スマートフォン端末の賃貸借期間満了後は、受注者へ返却するものとする。
- (2) 返却時の機器回収は受注者が行うこと。
- (3) 受注者は、スマートフォン端末内のデータを消去し、その証明書を提出すること。
- (4) 機器回収及びデータ消去に係る一切の費用は、受注者が負担すること。

8 留意事項

- (1) 本業務の履行にあたっては、次の関係法令を遵守すること。
 - ① 電波法（昭和25年法律第131号）及びこれに基づく政令並びに省令等
 - ② 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）及びこれに基づく政令並びに省令等
 - ③ 米子市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年米子市条例第2号）
 - ④ 米子市情報セキュリティポリシー（平成23年6月24日策定、令和5年4月1日改定）
 - ⑤ 米子市会計規則（平成17年米子市規則第44号）
- (2) その他
 - ① 本仕様書は、主要事項を記述したものであり、明記されていない事項についても、本業務の目的を達成するために当然備える事項については、完備しているものとし本仕様書で特に負担者又は負担方法を定めている場合を除き、全て受託者の負担で実施するものとする。
 - ② 受託者は、本業務の実施にあたり本仕様書に記載のない事項または疑義が発生した場合は、速やかに本市と協議をおこない、双方合意した上で作業を実施すること。
 - ③ 本業務に付随して、本市の状況を鑑み、システムを導入した際に追加費用の負担なく別途提案できることがあれば提案すること。

- ④ 本仕様書を変更する必要がある場合は、本市と受託者が協議の上、仕様書を変更して必要に応じて契約金額を変更するものとする。
- ⑤ 本業務の全部を一括して第三者及び代理店に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、本業務の一部を、第三者及び代理店等に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面をもって、本市へ申請・承認を得ること。